

本事業は、多くの市民が利用する民間建築物等において、木質化等により木材を積極的かつ効果的に活用する取組に対し、木質化に係る費用の一部を支援するものです。

## 補助の条件

<b>補助対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象施設の所有者、若しくは対象施設で事業を行う法人又は個人</li> <li>○補助対象施設において、木材利用促進に関する市の施策へ協力する者</li> <li>○破産手続き、税滞納等を行っていない者</li> </ul>
<b>補助対象施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの方が利用するなど、木材利用の効果がPRできる施設であること (利用者数が年間1万人以上であるか、またはそう見込まれる施設で、公共空間(公園、広場、公開空地、歩道等)と連続して木造、木質化するような設えとなっているもの)</li> <li>○幼稚園及び保育園等の未就学児が利用する施設であること</li> <li>○国産木材が目立つ形で使用されていること</li> <li>○木材に関する他の補助又は助成を受けていないこと</li> <li>○原則年度内に補助対象工事等が完了する施設であること</li> </ul>

## 補助額

### ○補助対象事業 (木材については、国産材に限る)

<b>木質化工事</b>	○木質化に係る必要な工事費(設計費は除く)
<b>木製什器設置</b>	○木製什器等の購入、組立て、設置、運搬に係る経費

### ○補助率・補助限度額

補助率：1/2

補助限度額：250万円

〔年間10万人以上が利用し、特に高い効果が見込まれると審査会で判断され、交付決定を受けたものは500万円〕

※補助金交付から3年間(特に高い効果が見込まれると審査会で判断され、250万円を超える補助金額の交付決定を受けたものは8年間)は補助対象財産の処分または転用には制限があり、市長の承認を受ける必要があります。

## 【参考】対象施設イメージ



TACHIBANA HUT (地域交流スペース)



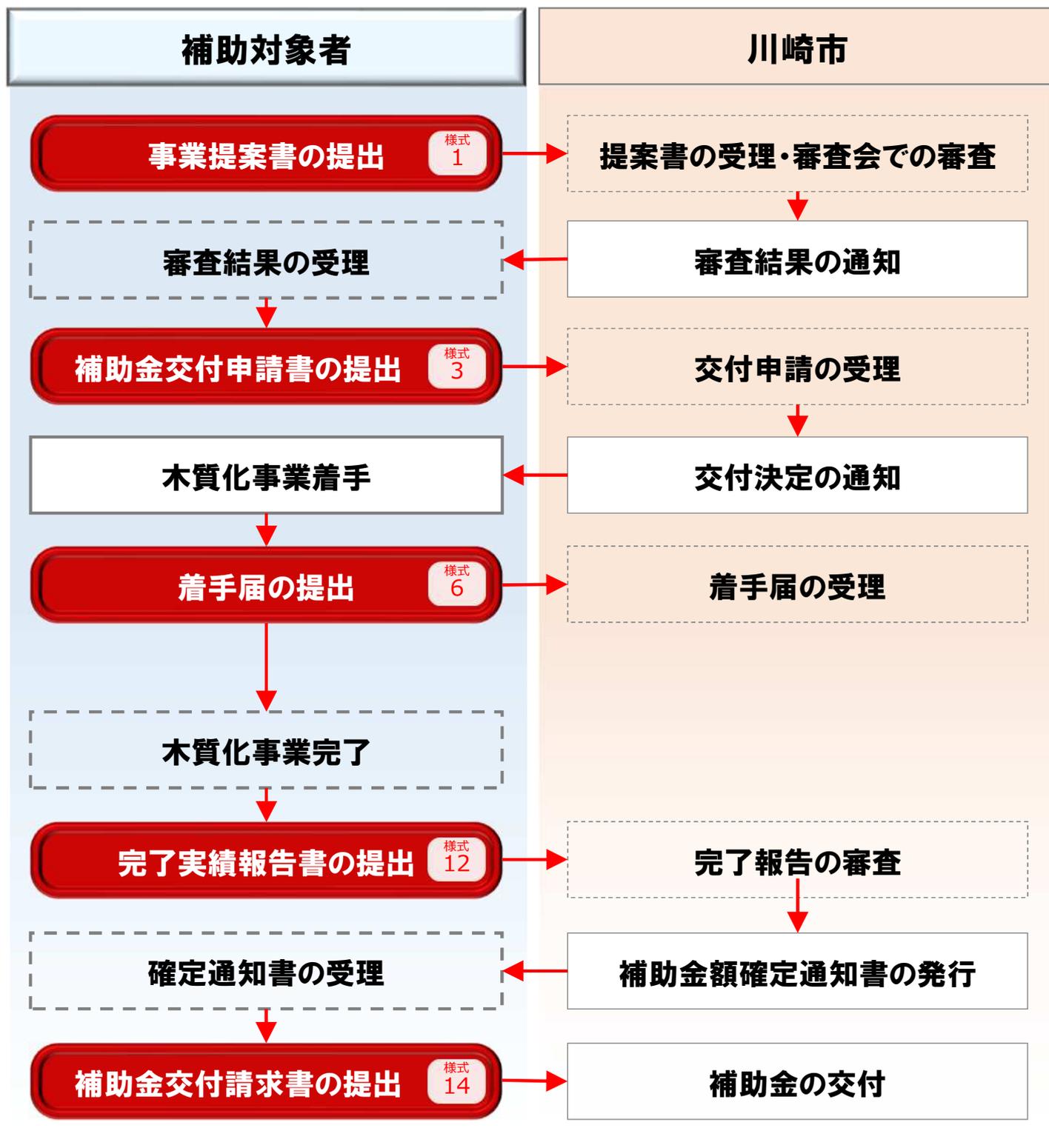
新百合ヶ丘駅前バスターミナル



商業施設

## 事業の流れ

補助対象者は、下図の赤囲み部分において、所定の手続を行う必要があります。



※各様式は、以下の事業ホームページ（二次元コード）よりダウンロードできます。

※事業提案等に関するご相談は随時受付しておりますので、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

### 問い合わせ先・申請先(オンライン申請)

川崎市役所まちづくり局総務部企画課

電話：044-200-2703

E-mail：50kikaku@city.kawasaki.jp

オンライン申請先：右の二次元コード参照（本事業HP）

(URL：http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000109178.html)



「二次元コード」



令和8年4月1日更新